

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須崎市は、後期高齢者医療に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知県須崎市長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>本市では、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、県内全市町村が加入する高知県後期高齢者医療広域連合を設立している。</p> <p>高知県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を認定し、医療に関する給付を行い、保険料率の決定、保険料の賦課を行う。市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。また、付帯事務として、被保険者証等の引渡し、各種給付申請の受付、転出入に伴う資格の取得喪失届出の受付、納付相談事務等を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>[資格管理]</p> <ol style="list-style-type: none">1 被保険者としての資格異動(年齢到達、転入、死亡、転出等)に該当する住民異動情報の管理2 資格が異動した被保険者の情報管理、並びに基準収入額申請、障害認定申請、送付先変更等の受理及び情報管理3 被保険者証等の交付 <p>[賦課管理]</p> <ol style="list-style-type: none">4 保険料に係る被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理5 保険料異動情報の管理6 保険料期割額情報の作成及び管理7 特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信8 簡易申告書の受付・入力 <p>[収納管理]</p> <ol style="list-style-type: none">9 納付書、督促状、催告書等の送付10 保険料の納付情報等の管理11 保険料の還付情報の管理12 保険料の分割納付誓約の情報管理13 保険料の減免の情報管理14 保険料の滞納処分の情報管理 <p>[給付管理]</p> <ol style="list-style-type: none">15 各種給付申請、葬祭費の支給申請、現金給付振込口座等の受付・入力16 第三者行為、レセプト開示請求等の受付 <p>[その他]</p> <ol style="list-style-type: none">17 その他、各種申請等の受付18 上記申請に係るものの高知県後期高齢者医療広域連合への送付
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 後期高齢者医療システム2 団体内統合宛名システム3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日 法律第27号)・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の59の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二第三欄「情報提供者」が「市町村長」の項のもの（80及び83の項） 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二第一欄「情報照会者」が「市町村長」の項で、第二欄「事務」に「高齢者の医療の確保」とある項（82の項） ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第43条 上記、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれ定める条項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須崎市役所 市民課 高知県須崎市山手町1番7号（電話）0889-42-1355
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須崎市役所 市民課 高知県須崎市山手町1番7号（電話）0889-42-1355

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

